内閣衆質一〇八第一八号

昭和六十二年三月二十七日

内 閣 総 理大臣 中 曽 根 康 弘

衆 議 院 議 長 原 健 三 郎 殿

衆議院議員上原康助君提出沖縄 の米軍基地 内の未契約者所有の土地に対する強制使用に関する

質 問 に対し、 別紙答弁書を送付する。

衆 議 院 議 員 上 原 康 助 君 提 出 沖 縄  $\mathcal{O}$ 米 軍 基 地 内 0) 未 契約 者 所有 0) 土 地 に 対 す る 強 制 使

用に関する質問に対する答弁書

一の1について

裁 決  $\mathcal{O}$ 申 請 12 お 7 7 使 用 期 間 を二十年とした 0 は、 日米安全保 障 条 約 0 地 位 及びこれ に 伴う

米 軍  $\mathcal{O}$ 駐 留 施 設 及 び 区 域 0 今 後  $\mathcal{O}$ 長 期 間  $\mathcal{O}$ 安 定 的 使 用  $\mathcal{O}$ 必 要 性、 沖 縄 県に 所 在 す る 施 設 及 び

区 域  $\mathcal{O}$ 見 通 L 得 る 将 来  $\mathcal{O}$ 返 還  $\mathcal{O}$ 見 込 4 並 び に 土 地 所 有 者 と 0) 合意 に ょ る 使 用  $\mathcal{O}$ 著 L 7 困

難

性

箬

 $\mathcal{O}$ 事 情 経 緯 を 総 合 的 に 判 断 L たことに ょ る ŧ 0) で あ る。

の2及び3並びに二の1について

政 府とし て は 昭 和 六十二年二月二十 匝 日 沖 · 縄 県収 用委員 会が 裁 決 した裁 決書 。 以 下 裁決

書」という。)について慎重に検討 した結果、 当 面 0 使 用 権 原 を取得し得ることその他 諸 般  $\mathcal{O}$ 事

情 を考 慮 し、これ を受 分け 入れることとし た ŧ  $\mathcal{O}$ で あ り、 裁 決 書 <del>つ</del> 内 容 に つ ١ ر て 申 L 述 ベ

は差し控えたい。

な お 本 土 に な 1 7 日 本 玉 ヒア メリカ 合 衆 玉 と  $\mathcal{O}$ 間  $\mathcal{O}$ 相 互. 協 力 及び安全保 障 条 約 第六条 に 基

づく 施 設 及 び 区 域 並 び に 日 本 玉 に お け る合 衆 玉 軍 隊  $\mathcal{O}$ 地 位 に 関 す る協定  $\mathcal{O}$ 実施 に 伴 . う 土 地 等  $\mathcal{O}$ 

使 用 等 12 関 す る 特 別 措 置 法 (昭 和 二 十 七 年 法 律 <del>.</del> 第 百 兀 + 号。 以 下 「駐留軍用地特措法」 という。)

に ょ り 裁 決 申 請 L た 使 用 期 間 が 今回  $\mathcal{O}$ ように 大 幅 に 短 縮 さ れ た例 は な 

一の4及び5について

裁 決  $\mathcal{O}$ 申 請 12 お 1 7 使 用 期 間 を二十年とし た 0) は  $\mathcal{O}$ 1 に つ 7 て に お 7 て 述 ベ たとお ŋ で

あり、御指摘は当たらない。

一の2について

損 失補 償 0 方法 は、 駐留軍 用地特措法第十四条の規定により適用され る土地収用法 昭昭 和二

+ 六 年 法 律 第二百十九号) 第六十 九 条及 び 第 七 + 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に よっ て 1 る。 損 失  $\mathcal{O}$ 補 償  $\mathcal{O}$ 対 象 者

は、 沖 縄 県 内 に千二 一百八十 名、 沖 縄 県 以 外  $\mathcal{O}$ 都 道 府 県 に 七 百 七 + 八 名、 外 玉 に 六 名 及 び 居 所

不明五名である。

な お 損 失 補 償 金 は、 括 払となつているが、 これは 使 用期間 十年 及び五 年 に 対 するもの で

ある。

二の3及び五について

将 来  $\mathcal{O}$ 措 置 に 9 1 7 は、 必要 が あ れ ば、 そ 0) 都 度判 断 され るべ きである。

一の4について

裁 決 に 係 る 土 地 は、 米 軍  $\mathcal{O}$ 用 に 供 す る必 要が あ るも ので あり、 使 用  $\mathcal{O}$ 手 続 を 取 りやめる考え

はない。

三の1について

裁 決 書 に ょ れ ば 損 失 補 償 金 は 土 地 ごと に + 年 分 又 は 五. 年 分 を 括 L 7 算 定 L 7 お り、 ま

た 昭 和 五. + 七 年 兀 月 日  $\mathcal{O}$ 裁 決 に お 1 て ŧ 同 ľ 方 法 に ょ ŋ 算 定 L て 1 る 0) で、 年 間 坪 当 た り 金

額 及 び 対 前 年 度 増 加 率 に 0 1 て は 算 出 で き な 1

三の2について

裁 決 に係 る十 0) 施 設 及 び 区 域 内 に 所 在 す る土 地 で 契 約 に より 使 用 権 原 を 取 得 L て い る土地

以下 「契約・ 土地」 という。)  $\mathcal{O}$ 各 筆  $\mathcal{O}$ 土 地  $\bigcirc$ 位 置 境 界 が 明 5 カン と な 0 た 昭 和 五 十五 年 度か 5 昭 和

六十 年 度 ま での 各 年 度 に お け る 坪 当た り  $\mathcal{O}$ 平 均 借 料 及 び 対 前 年 度 増 加 率 に 0 1 7 は 別 表  $\mathcal{O}$ 

とおりである。

三の3について

裁 決 書 に ょ れ ば 損 失 補 償 金 は、 中 間 利 息  $\mathcal{O}$ 控除 率 にこ 0 **,** \ て は 年三パ ] セントと定め、

プ = ツ ツ 式 算 出 方 法 に ょ り 算 出 L て V る。

ま た、 昭 和 五. + 七 年 兀 月 日 0) 裁 決 に お 7 て は、 中 間 利 息 0) 控 除 率 を 年 五 パ ] セ ン  $\vdash$ لح 定

 $\Diamond$ 同 ľ 算 出 方 法 に ょ り 算 出 L 7 1 る。

裁 決 12 係 る 補 償 金 は 駐 留 軍 用 地 特 措 法 第 + . 匹 \_ 条  $\mathcal{O}$ 規 定 12 より適 用 され る土 地 収 用 法 第 九

+

五. 条 第 項  $\mathcal{O}$ 規定によ り、 権 利 取 得 裁決に お **,** \ て 定 め 5 れ た権利 取 得  $\mathcal{O}$ 時 期 ま で に 払 渡 L を行

つている。

三の4について

契 約 土 地 12 係 る 借 料 は、 各 年 度、 駐 留 軍 1 用 = 供 ス ル 土 地 等 1 損 失 補 償 等 要 綱 昭 和 + 七

年 七 月 兀 日 閣 議 了 解 等 に ょ り 算 定 L た 価 格 を ŧ とに 土 地 所 有 者 کے 協 議 L て 定 め、 支 払 つ て 1

る。

二の5について

土 地 を使 用 することについ て理解 を示 し、 契約を締結 L た当該土地 所有者 の協力に報 V ) か

将 来 に わ たつて協力を得るため、 定の金員を支給してきたところである。 これ までの 実

績は、次のとおりである。

支払総額約三十三億二千八百万円

対象者数延約七万五千名

一人当たりの金額一万円から七万円

三の6について

損 失 補 償 金 は 駐 留 軍 用 地 特措法 第 十四四 条  $\mathcal{O}$ 規 定 に より適 用され る土 地 収 用法 の定めるとこ

ろに ょ り 裁 決され た ŧ 0) で あ ŋ, こ の 補 償 金  $\mathcal{O}$ 取 扱 į, γ に 0 ١ ر ては、 それ ぞれ 関 係 法 令 0 定める

ところによるものである。

四について

土地 *(*) 使用権原は、 当該土地の所有者との合意により取得することが望ましいところであ

り、 のである。 日時、 今後とも土地所有者との合意により土地を使用できるよう引き続き努力する所存で 場所等土地所有者の意向等を配慮しつつ、その合意が得られるよう交渉を行つたも

ある。

右答弁する。

## 額及び対前年度増加率

単位:円/坪(%)

58		5	9	60	
平均額	増加率	平均額	増加率	平均額	増加率
308	( 8.1)	318	( 3.2)	332	( 4.4)
455	( 6.3)	487	( 7.0)	515	( 5.7)
694	( 8.3)	730	( 5.2)	800	( 9.6)
932	( 5.9)	978	( 4.9)	1,029	( 5.2)
1,853	( 5.3)	1,920	( 3.6)	1,999	( 4.1)
2,059	( 5.0)	2,135	( 3.7)	2,218	( 3.9)
2,025	( 5.5)	2,096	( 3.5)	2,180	( 4.0)
2,038	( 5.2)	2,111	( 3.6)	2,196	( 4.0)
2,454	( 5.1)	2,542	( 3.6)	2,658	( 4.6)
6,789	(3.2)	6,968	( 2.6)	7,168	( 2.9)
1,458	( 6.0)	1,445	(0.9)	1,469	( 1.7)

を当該年度当初の契約土地面積で除したものである。

別 表

施 設 • 区 域 別 借 料 平 均

昭和 年度	55	56		57	
施設·区域名	平均額	平均額	増加率	平均額	増加率
伊江島補助飛行場	245	267	( 9.0)	285	( 6.7)
嘉手納弾薬庫地区	364	397	( 9.1)	428	( 7.8)
キャンプ・シールズ	542	578	( 6.6)	641	( 10.9)
トリイ通信施設	775	832	(7.4)	880	( 5.8)
嘉手納飛行場	1,550	1,635	( 5.5)	1,759	(7.6)
キャンプ 桑 江	1,737	1,837	( 5.8)	1,961	( 6.8)
キャンプ 瑞慶覧	1,719	1,741	( 1.3)	1,919	( 10.2)
普天間飛行場	1,690	1,858	( 9.9)	1,937	( 4.3)
牧港補給地区	2,016	2,178	( 8.0)	2,335	(7.2)
那覇港湾施設	6,103	6,250	( 2.4)	6,580	( 5.3)
陸軍貯油施設	1,173	1,274	(8.6)	1,375	( 7.9)

注:「平均額」とは、単純に各年度における賃貸借契約に係る支出済借料額 「増加率」のうち△はマイナスを表す。